

論点に対する回答

分 野	刑事手続のデジタル化について
省 庁 名	法務省
<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>現行の刑事手続は、その多くが書面・押印・対面を原則としており、行政手続や民事手続と比べ、デジタル化が遅れている。刑事手続に関わる国民の負担の軽減や、円滑・迅速な刑事手続を実現する観点から、デジタル化に向けた検討が始まっているが、刑事手続の性格に留意しつつ、デジタル原則を踏まえた見直しを徹底することが求められる。</p> <p>論点 1</p> <p>「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、取りまとめが行われたが、検討会における主要な論点項目、及び、意見の対立があった論点を中心に、ご説明願いたい。</p> <p>【回答 1】</p> <p>「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」（以下「検討会」という。）においては、刑事法研究者・法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）・警察庁担当者を委員として、刑事手続において情報通信技術を活用する方策について議論が行われた。検討会においては、①書類を電子データとして作成・管理し、オンラインで発受すること、②捜査・公判における手続を非対面・遠隔で行うことができるようにすることの2つを大きな柱として検討が進められた。</p> <p>昨年3月の立ち上げから合計11回の会議が開催され、本年3月15日に報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられたが、報告書においては、事項ごとに、考えられる情報通信技術の活用方策について、検討会の委員全員の合意があった限度で、枠囲いの中に「考えられる方策」が記載されている。また、方向性について全員の合意に至らなかった点についても、補足説明の部分に、議論状況とともに、今後の検討の方向性などが記載されており、今後、法務省において、これらを踏まえて更に検討することになる。</p> <p>まず、「1 書類の電子データ化、発受のオンライン化」の各方策については、全委員でおおむね方向性が合意されているところであり、報告書にお</p>	

いては、現在紙媒体で作成・管理・発受している書類について、電子データとして作成・管理し、オンラインで発受することを可能とすることが「考えられる方策」として示される（報告書5頁）とともに、これを前提として、令状の請求・発付等をオンラインで行うことを可能とすることなどについても「考えられる方策」として示されている（報告書9頁）。

次に、「2 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化」については、各事項について各委員の立場から様々な意見が示されており、取り分け、被疑者・被告人との接見交通と、公判審理の傍聴については、導入の必要性に関する意見も示された一方で、導入による懸念も示されるなど、意見の隔たりがあり、「考えられる方策」としては記載されていない。また、その他の事項についても、方向性についてはおおむね合意がされているものの、要件の在り方等について異なる意見が示されている事項も多く、そうした事項については、「考えられる方策」においても、「一定の要件」などと記載されているところであり（報告書20頁、27頁、35頁、40頁）、今後更に検討する必要がある。

論点2 書類の電子データ化、発受のオンライン化について

【論点2-①】

告訴・告発のように、一般の国民が行う手続については、オンラインによる提出を可能とすべきではないか。

【回答2-①】

検討会においては、現在紙媒体で作成して発受を行っている書類について、電子データとしてオンラインにより発受を行うことができるものとする
ことについて、捜査機関・裁判所・訴訟当事者の間における書類の発受を念頭に議論されたが、全委員に異論は見られなかった。

現行法上、告訴・告発の方式としては、「書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならぬ」、「検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならぬ」とされている（刑事訴訟法第241条）ところ、告訴・告発をオンラインで行うことについて、検討会においてその点に特化した議論はされていないところであるが、

- 告訴人や告発人が捜査機関に証拠を持参し、捜査官が対面でこれらの者の事情聴取を行った上で告訴や告発を受理するといった現在の告訴・告発に関する実務の在り方に照らし、オンラインによることになじむか
 - 一般国民を含め広く外部から捜査機関の管理するシステムにアクセスすることを可能とすると、DDoS攻撃等のサイバー攻撃も想定されるところ、情報セキュリティをどのように確保するか
 - 告訴・告発が受理されると、事件を検察官に送付しなければならないなどの法律効果が生じたり（刑事訴訟法第242条）、告訴・告発が公訴提起の要件とされる場合があるところ、告訴権者へのなりすましや、およそ根拠に基づかない告訴・告発など、いわゆる濫用的な告訴・告発をどのように防止し、又はこれらにどのように対応するか
- など、今後更に検討すべき課題があると考えている。

【論点2-②】

交通反則告知書に多くの国民が署名押印をしている実態がある。こうした庁舎外で多数作成される書類についても、署名押印の在り方を含めデジタル社会に即した見直しが講じられるべきであるが、現在の検討状況、今後の検討体制等をお示しいただきたい。

【回答2-②】

（現在の検討状況について）

検討会においては、警察庁所管の交通反則告知書に限らず、刑事手続において作成・管理する書類について、

- 現在紙媒体で作成している書類を電子データとして作成することができるものとすることや、
- 供述調書の供述人の「署名押印」に代えて技術的措置を講じるものとする必要があること

について、全委員に異論は見られず、報告書においても、その旨が「考えられる方策」として記載されている（報告書5～6頁、20頁）。

刑事手続において作成・管理される書類で、庁舎外において作成されるものについても、電子データとして作成することができるものとし、かつ、電子データとして作成する場合に供述人の「署名押印」に代わる措置を講じる

ものとするについては、庁舎内で作成される場合と同様であると考えられる。

以上を踏まえて、交通反則告知書については、警察庁において対応が検討されることになる。

【論点2-③】

オンラインによる証拠の閲覧・謄写については、適切なセキュリティの確保等を前提に、弁護士だけでなく、被害者や遺族にも認めるべきではないか。また、裁判終了後には、被害者や遺族以外の第三者にも、オンラインによる証拠等の閲覧・謄写を可能とするべきではないか。(ただし、関係者の属性等を踏まえ、利害関係のない第三者については、閲覧のみを可能とするような運用も考えられる。)

【回答2-③】

(被告事件の訴訟記録について)

公判係属中における訴訟記録について、被害者やその御遺族が閲覧・謄写することについては、

- 現行法上、裁判所は、被害者等から申出があるときは、相当でない場合等を除き、訴訟記録の閲覧・謄写をさせるものとされ(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律3条1項)
- 運用上の取組として、検察官は、証拠調べ請求する書証について、相当でない場合等を除き、被害者等に閲覧・謄写する機会を設けるようにしているところ。

このような被害者等の閲覧・謄写において、情報通信技術を活用することについても、刑事手続で取り扱う情報の性質に鑑み、情報セキュリティ確保に万全を期することを前提としつつ、関係する法制度等の趣旨を踏まえ、今後、検討してまいりたい。

(確定事件記録について)

事件が確定した後の訴訟記録の閲覧については、刑事確定訴訟記録法に規

定されているところ、報告書においては、「刑事確定訴訟記録法に規定する訴訟記録の保管・閲覧等の手続…などについても、情報通信技術を活用する方策を検討する必要があると考えられる。」とされているところであり（報告書44頁）、刑事手続で取り扱う情報の性質に鑑み、情報セキュリティ確保に万全を期することを前提としつつ、関係する法制度等の趣旨を踏まえ、今後、検討してまいりたい。

論点3 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化について

【論点3-①】

証人尋問や被害者参加制度について、証人や被害者参加人が抱える事情に配慮するとともに、公判の迅速化に資するため、証人や被害者参加人の所在場所を含め、できる限り柔軟にウェブ会議方式を活用できるようにするべきではないか。少なくとも、裁判所構内（公判廷が開かれる裁判所以外からの参加を含む。）からのウェブ会議方式による参加を可能とすべきではないか。

【回答3-①】

（証人尋問について）

現行法上、証人尋問は、証人を公判廷に出頭させ、裁判所及び訴訟関係人の面前で供述させて実施することを原則とし、ビデオリンク方式による証人尋問については、①証人が性犯罪の被害者である場合（同法157条の6第1項1号・2号）、②証人が「圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある」場合（同項3号、同条2項1号）、③裁判所への出頭等に際して加害行為等が行われるおそれがある場合（同項2号・3号）及び④証人が「遠隔地に居住」し、「出頭することが著しく困難である」場合（同項4号）に限り、裁判所が「相当」と認めるときに行うことができるものとされている。

報告書においては、

- 証人尋問をビデオリンク方式により実施することができる場合として、当事者に異議がなく、裁判所が相当と認める場合を追加して規定することについて、全委員に異論は見られず、「考えられる方策」として記載されているが（報告書30頁）、それ以外の場合については、
- 現行法に規定された類型以外にも、専門家証人や受刑者など、新たにビデオリンク方式による証人尋問を実施することができるようにすること

が要請される場合があり、要件を拡大してそれらの場合にも実施し得るようになることは、公判審理の充実化・迅速化に加えて、証人の負担軽減にも資する

との意見が示された一方で、

- 被告人・弁護人が反対尋問を対面で行う必要があると判断し、ビデオリンク方式により行うことに異議があるときに、対面で反対尋問をする権利を奪うことは、被告人が証人を審問する機会を不十分なものとし、刑事裁判の質の低下を招くものであるから相当でない

との理由で法制化に反対する意見があったところである（報告書30～31頁）。

そして、証人の所在場所については、刑事訴訟規則により、「他の裁判所の構内にある場所」とされている（同規則107条の3）ところ、報告書では、

- 裁判所の構内以外の場所に証人を所在させてビデオリンク方式による証人尋問を実施できるようにすることについても、検討されるべきであるとされている（報告書31頁）。

こうした取りまとめ結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

（被害者参加について）

現行法上、被害者参加人は、「公判期日に出席することができる」とされており（刑事訴訟法316条の34第1項）、ここにいう「出席」は、法廷への現実の所在を意味するものとして解釈・運用されている。

被害者参加人がビデオリンク方式により出席することについては、報告書において、

- 裁判所は、被害者参加人が刑事訴訟法316条の34第1項の規定により公判期日に出席する場合について、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができるものとする

ことについて、委員全員に異論は見られず、「考えられる方策」として記載されている（報告書35頁）。

そして、報告書では、被害者参加人の所在場所については、

- 無断録音・録画の防止の観点のほか、訴訟指揮権等の行使を十全なものとし、また、検察官との意思疎通を十分に図ることができるようにする観点から、公判廷が開かれる法廷と同一構内の別室や、他の裁判所構内等の場所とすることが考えられる。

などとされている（報告書38～39頁）。

こうした取りまとめ結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

【論点3-②】

裁判員の選任手続や公判廷への出席についても、その負担の軽減を図るため、できる限り柔軟にオンライン手続、ウェブ会議方式を活用することができるようにするべきではないか。

【回答3-②】

（裁判員等選任手続について）

現行法上、「裁判員候補者は、裁判員選任手続の期日に出頭しなければならない」とされており（裁判員法29条1項）、ここにいう「出頭」とは、期日が開かれる場所への現実の所在を意味するものとして解釈・運用されている。

裁判員候補者の裁判員等選任手続期日への出頭については、報告書において、

○ 裁判所は、裁判員等選任手続期日に裁判員候補者を呼び出す場合において、一定の要件を満たすときは、他の裁判所の構内その他の適当と認める場所に出頭させ、同期日の手続をビデオリンク方式によりすることができるものとする

ことについて、委員全員に異論が見られず、「考えられる方策」として記載されている（報告書40頁）。

こうした取りまとめ結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

（公判期日への列席について）

現行法上、「裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日においては、公判廷は、裁判官、裁判員及び裁判所書記官が列席し」て開くとされており（裁判員法54条1項）、ここにいう「列席」は、法廷への現実の所在を意味するものとして解釈・運用されている。

裁判員の公判期日への列席については、報告書において、

○ 裁判所構内に勤務している裁判官がビデオリンク方式により「列席」することが必要となる場面は想定し難い、対面による場合とビデオリンク方式による場合とで観察の条件等に事実上の差異があることは否定し難い、

裁判員を含め、合議体を形成する者の間に現実に列席する者とビデオリンク方式による者とが混在することは、できる限り避けるべきである、したがって、裁判員について、ビデオリンク方式による「列席」を可能とする必要性はないと考えられる

とされているところ（報告書39頁）。

こうした取りまとめ結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

【論点3-③】

公判審理について、刑事裁判は憲法上公開が求められているところ、事案や傍聴を希望する者の属性を十分に勘案することを前提に、オンラインによる傍聴を可能とするべきではないか。

【回答3-③】

現行法上、公判審理の傍聴の具体的方法を定める規定は設けられていない。

刑事事件の公判審理をオンラインで傍聴することについては、報告書において、

○ 証人の協力を得ることが困難となったり、あるいは、証人が萎縮して真実を証言することが困難となったりするおそれが高まり、事案の真相解明に支障が生じ得る、公判審理の内容が広く知られることとなることなどが、被害者の精神の平穩を害したり、被告人の社会復帰に悪影響を生じさせたりすることがあり得る

といった懸念が示されている（報告書43頁）。

また、報告書においては、

○ 裁判の公開の在り方として、どのような形での「傍聴」を認めるかは、刑事手続にとどまらず、民事訴訟等を含めた裁判制度全体にも関わる問題であることから、他の裁判手続の公開の在り方との整合性も含め、慎重に検討する必要がある

とされている（同頁）。

こうした取りまとめ結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

論点4

刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステ

ム構築※について、以下の点も踏まえて、現在の検討状況及び今後の検討方針をお示しいただきたい。

- ① 制度面の検討が終了してから、システムの設計を検討するのではなく、両者は並行して行うべきである。
- ② システム設計を進める前提として、内部業務の標準化・合理化などBPRを徹底し、不必要なローカルルールがある場合は、その排除に取り組むべきである。
- ③ 個別の手続ごとのシステム整備が容易となり、機動的・柔軟で継続的な改善が可能となるよう、システム間の疎結合を意識した設計を行うべきである。
- ④ 個別の手続だけでなく一連の手続としてデジタル化することを念頭に置きつつ、関係者間で緊密に連携するべきである。
- ⑤ 関係者の負担軽減や手続の円滑化・迅速化を実現するためには、国民や現場の警察官を含む全ての関係者に利用されるシステムを構築する必要があるところ、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すとともに、運用開始後もオンラインシステムの利用状況を定期的に調査・検証することにより、システムの継続的な改善に取り組むべきである。

※ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

法務省及び警察庁は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進する。特に、警察庁は、デジタル化により、都道府県警察における捜査や事件管理・証拠品管理等を効率的に推進するための全国統一的なシステムの構築を目指し、その時期も含めて必要な検討及び調整を行う。

【回答4】

法務省においては、法整備の在り方に関する検討と並行して、刑事手続における情報通信技術の活用のために必要となる新システムの構築に関する検討を進めているところであり、令和4年度にはコンサルティング会社に委託して、システム構築に向けた調査・研究を行う予定である。

新システムの構築に当たっては、検察庁における業務のBPRも併せて実施し、新システムを活用した新たな業務の在り方についての検討も進めている。

また、新システムにおいては、裁判所・警察といった関係機関とデータ連係を実施する必要があるため、現在、こうした関係機関とも協議を重ねているところであり、その中で、円滑・的確な連係の実現のため、標準化やシステムの柔軟性の重要性についても認識が共有されている。

今後のスケジュール等については、調査・研究の結果を踏まえて検討することとなることから、現時点で確たることを申し上げることは困難であるが、いずれにしても、法務省としては、御指摘の点を踏まえ、警察庁・最高裁判所・デジタル庁と連携・協議しつつ、検察の現場の意見も十分に聞きながら、システム構築に向けた取組を進めてまいりたい。

論点5

刑事手続におけるデジタル化について、早期に法制審議会に諮問の上、令和5年の通常国会に改正法案を提出するべきではないか。仮に、令和5年の通常国会に改正法案を提出することが困難である場合、その理由及び改正法案提出までのスケジュールを示していただきたい。

その上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するとともに、本格的な運用についても、民事訴訟手続や家事事件手続等に大きく遅れることなくデジタル化すべき。

【回答5】

(法案提出までのスケジュールについて)

刑事手続における情報通信技術の活用に関する法整備の具体的な在り方を取りまとめるに当たっては、

- 刑事訴訟法は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とし（同法1条）、警察、検察、裁判所、被疑者・被告人、弁護士、被害者や証人など、それぞれ利害状況の異なる関係者が関与する手続であることから、その改正には、憲法上の要請も踏まえつつ、十分な検討・議論が求められるものであること
- 検討会で検討してきた事項は、刑事手続全般を対象とした多岐にわたるものであり、刑事法研究者や、警察、検察、裁判所、刑事弁護、被害者支援弁護といった実務家等のそれぞれの立場から、情報通信技術を活用する

方策の導入の在り方について様々な意見が示され、意見の隔たりがある点も多くあったこと、方向性について意見が一致した事項でも、その要件の在り方については異なる意見が示されているものが少なくないことなどから、今後、刑事手続において可能な限り情報通信技術を活用することができるようにするためには、更に十分な議論を行うことが必要不可欠であること

- これまで、検討会では、刑事手続を検討対象としてきたが、情報通信技術の進展に対処するための刑事法の整備や、刑事手続の周辺に位置付けられる手続における情報通信技術の活用の在り方についても、併せて検討する必要があること

などの事情に加え、

- 政府におけるデジタル原則も踏まえ、刑事手続においても、可能な限り情報通信技術の活用方策を導入することを目指すのが相当であると考えられることに鑑みれば、現時点で意見の隔たりがある事項についても、できるだけ都合形成のために関係者間において議論を積み重ねることが必要不可欠であること

から、相当の期間を要することが見込まれる。

先日3月15日に検討会の検討結果が取りまとめられたところであり、現在、法制審議会への諮問に向けた作業を行っているが、その時期は早くて令和4年夏頃になると思われる、また、法制審議会の調査審議については、法制審議会で御議論いただくこととなるため、法務省として確たることを申し上げることはいたしかねるが、前記のとおり、

- 捜査・訴追機関である警察・検察、裁判所、被疑者・被告人及び弁護人など、利害状況が大きく異なる立場から、異なる意見が多く出されることが想定されること
- 刑事手続のみならず、その周辺に位置付けられる手続など、非常に多岐にわたる事項が対象となり得ることから、全事項について議論を一巡させるだけでも相応の期間を要することが見込まれること
- できるだけ都合形成のためには、議論を積み重ねることが必要不可欠であること

から、調査審議には少なくとも2年程度の期間を要するのではないかと考えられる。

(試行・先行運用、本格運用開始時期について)

刑事手続は、

- 犯罪を捜査し、被疑者の身体を拘束して訴追・処罰するという国家による刑罰権の発動であり、憲法上、「法律の定める手続によらなければ」ならない（憲法第31条）こと
- 被疑者・被告人の前科情報や性犯罪事件の被害状況を記録した証拠など、プライバシー保護の要請が極めて高い情報や、捜査の秘密といった機微にわたる情報を取り扱うため、情報セキュリティの確保に万全を期する必要がある、そのための規制を厳格に設けておかなければならないことから、情報通信技術を活用するための規律は、法律又は規則で明確に定められていることが必要不可欠である。

そのため、試行や先行運用については、法律・規則の改正をすることなく、電子データとしての書類の作成、オンラインでの発受をしたり、手続を非対面・遠隔で実施したりすることは困難であると考えられるが、いずれにしても、今後の運用開始の在り方については、引き続き検討してまいりたい。

本格的な運用の開始時期についても、今後、法整備の在り方に関する検討と、システム構築やその円滑な運用に関する検討とを進めていく必要がある、現時点で確たることを申し上げることはいたしかねるが、刑事手続における情報通信技術の活用は、手続に関与する国民の負担を軽減し、円滑・迅速な手続の実施を可能とするものであることから、スピード感を持って検討を進めてまいりたい。